

横安江町商店街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	横安江町商店街地区まちづくり計画
対象となる区域	安江町の一部
区域の面積	約1.9ha
まちづくりの目標	本地区は、金沢別院の門前町として繁栄してきた歴史を有しており、老舗の趣ある店舗やこだわりを感じさせる個性的な店舗等が軒を連ね、懐かしい雰囲気を感じさせています。 本まちづくり計画は、こうした歴史を重んじつつ、地区に新たな賑わいを創出し、訪れる人々が出会い・交流できる「金沢表参道通り」を実現することを目標とします。
まちづくりの方針	まちづくりの目標の実現に向け、歴史的な街並みとの調和に配慮しつつ、各店舗等の個性が輝く、賑わいあるまちづくりを推進していきます。 また、地区全体が主体となってイベントや清掃活動を行い、訪れる人をもてなす心地よい環境をつくり出します。
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限 次に掲げる建築物を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) ゴルフ練習場、バッティング練習場、その他これらに類するもの (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に定める興業場（俗称「ストリップ劇場等」）、第4号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）及び第5号に定める性的物品販売業（俗称「アダルトショップ等」） (4) コンテナ形式のカラオケボックス (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの（ただし、既存のもの使用、建替えはこれを妨げない） (7) 自動車教習場 (8) 畜舎
	高さの制限 建築物等の最高高さは、20mとする。ただし次の各号に掲げるすべてに該当する場合は、31mまで緩和できるものとする。 (1) 敷地面積が1,000㎡以上であるもの (2) 塔状建築物でないもの（高さが間口の4倍を超えないもの）
	建築物等の形態又は意匠の制限 (建築物等) ・ 建築物の外壁（ひさしを除く。）の色は、原色を避け、低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・ 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機等）は、設置位置や目隠しなどを工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 (屋外広告物等) ・ 広告物等（広告幕、のぼり旗、立看板等の仮設的な広告物を含む。）の制限は、金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）に定める第4種禁止地域に適用される制限に準ずるものとする。
その他	(1) 道路からの段差を無くす等、バリアフリーに努めるものとする。 (2) 定期的に当該地区の美化清掃に努める。 (3) 店先や建物の周りに植栽やプランターを設けたり、窓辺に季節の花や緑を飾るなどの緑化に努める。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成17年3月17日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。